

建設工事の一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市市場事業部契約規程(平成21年市場事業部管理規程第16号。以下「規程」という。)第2条第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 対象工事と同種類の建設工事について、岡山市市場事業部競争入札参加者資格及び審査等に関する規程(平成19年市市場事業部管理規程第1号。以下「審査等に関する規程について」という。)に基づく有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 岡山市市場事業部建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱(以下「設定に関する要綱」という。)第2条に規定する市内業者及び準市内業者は、審査等に関する規程に基づき決定された等級(以下「格付等級」という。)について公告に定める基準を満たすこと。
- (4) 設定に関する要綱第2条に規定する市外業者は、同種工事施工実績等について公告に定める基準を満たすこと。
- (5) 公告に記載された開札日時において岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保(以下「指名停止等」という。)期間中でないこと。

2 入札書及び入札価格内訳書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は、3回とする。
- (2) 入札は、入札参加者が一堂に会し、入札書に必要な事項を記載し、記名押印した上で提出させる入札会によって行う。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、再入札、再々入札の入札を行う場合において、1回目入札又は再入札の開札後、次の入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (6) 岡山市市場事業部建設工事一般競争入札実施要綱(平成24年市市場事業部管理規程第1号)に規定する入札以外は認めない。
- (7) 入札に際して、規程の規定を遵守すること。

3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認(以下「参加資格の確認」という。)を行うまでもなく、5(1)から(15)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。

- (3) 対象工事が岡山市市場事業部建設工事最低制限価格の設定に関する要綱に定める最低制限価格設定工事であるときは、最低制限価格を下回る価格の入札書を提出した者を失格とする。
- (4) 入札執行者は、1回目の入札において、(2)又は(3)により無効又は失格となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書(以下「有効入札書」という。)を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 入札執行者は、再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再々入札を行うものとする。
- (6) 入札執行者は、再々入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (7) (4)若しくは(5)又は(6)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を入札価格の低い順に並び替えて順位を付し、第1順位の入札書を提出した者を参加資格の確認を行う対象者(以下「確認対象者」という。)とする。
- (8) (7)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者(以下「同一価格入札者」という。)が2人以上あるときは、くじを引くことにより順位を決定するものとする。
- (9) 前項の場合において、当該最低価格入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
- (10) くじの方法は、別に示す様式により行う。
- (11) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (12) (11)による場合のほか、市場事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (13) (11)又は(12)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (14) 市場事業部(以下「部」という。)は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加したものが、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。
- (3) 再入札を行う場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定された最低制限価格と同じ金額とする。
- (4) (1)、(2)、(3)は、再入札の開札の結果、有効入札書を提出したものがいない場合におい

て、再々入札をする場合にこれを準用する。

- (5) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 委任事項等が明確に記載された委任状を提出しない代理人がした入札
- (4) 同一入札事項について2人以上の入札参加者の代理をした者がした入札
- (5) 同一入札事項について他の入札参加者の代理をした者がした入札
- (6) 入札書に記名押印がない入札
- (7) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (8) 同一入札事項について同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) 郵便等によりした入札
- (11) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (12) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (13) 再々入札において、再入札で無効となった者がした入札
- (14) 再々入札において、再入札に参加していない者がした入札
- (15) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

6 入札の失格に関する事項

7(1)から(8)に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、指名停止等を受けた者(当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。)
- (6) その他管理者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに参加資格確認申請をすること。ただし、確認対象者となった者が、申請書等提出前に、6又は13(1)から(5)のいずれかに該当することが確認された場合はこの限りではない。
- (2) (1)の申請は、部に提出(持参に限る。)するものとする。
- (3) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準とし

て、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。この場合において、確認対象者の入札が、6もしくは13(1)から(5)のいずれかに該当するとき又は(1)ただし書に該当するときは、当該確認対象者を失格とする。

- (4) (3)により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めるときは、第2順位の入札書の提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (5) (4)により確認を行う場合は、(3)を準用する。(この場合の申請書等の受付期間は、上位1順位者の参加資格がないと認められた日の2日後(休日を除く。)の午後5時15分までとする。)
- (6) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (7) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (8) (3)から(7)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

8 落札者の決定に関する事項

7(1)から(8)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認められた者(以下「資格確認者」という。)を落札者として決定するものとする。

9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由も併せて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

10 支払条件について

公告に定めるとおり。

11 契約不適合責任期間について

公告に定めるとおり。

12 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1)入札保証金について

【納入金額】

見積もった契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額)の100分の5以上の額を納付すること。(単価契約の場合は契約希望金額を予定総金額と読み替えるものとする。)

入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は管理者が確実と

認める金融機関(以下「金融機関」という。)の保証とする。

入札保証金を免除することができる者は、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと、本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。

再入札及び再々入札が行われる場合の入札保証金は、1回目の入札時に納付している額とする。

ただし、納付している額が再入札及び再々入札の入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額の100分の5以上であること。なお、入札保証金額の変更は出来ないので、1回目の入札に注意して納付すること。

【納入方法】

部において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日(休日を除く。)の午後3時までに領収書を部へ提出すること。(金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日(休日を除く)の午後3時までに部へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。)

(2) 契約保証金について

【納入金額】

請負代金額の100分の10以上の額を納付すること。

契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、①金融機関の保証、②公共工事の前払い金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証、③公共工事履行保証証券による保証とする。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

【納入方法】

部において発行する納入通知書で納付し、落札決定日から14日以内に契約書等とともに領収書を部へ提出すること。(契約保証金に代わる担保の場合及び履行保証保険契約を締結した場合も、同様にその保証に係る書類を提出すること。)

13 その他

- (1) 対象工事に係る設計業務等の受託者は入札に参加できない。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合及び当該組合の組合員について、組合と当該組合の組合員は同一の入札に参加できない。また、組合員が1者以上重複している事業協同組合は、同一の入札に参加できない。
- (4) 対象工事が土木又はとび・土工・コンクリート工事(交通安全施設工事及び体育施設工事を除く。)の場合、直近の岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請(建設工事)において交通安全施設工事・体育施設工事实績調書を提出した者は入札に参加できない。
- (5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)の加入義務がある者で、公告に定める開札日時において、社会保険等に未加入の者は入札に参加できない。

- (6) 配置予定技術者及び当該入札参加資格に必要なその他の有資格者は、公告に定める開札日時において、継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。
- (7) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者は、公告に定める開札日時において、他の工事に配置していないこと。
- (8) 公告において専任で配置するよう定められていない配置予定技術者は、公告に定める開札日時において、他の工事での配置は2件以下であること。
- (9) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者は、建設業法第26条第3項の規定により監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を対象工事に専任で配置する場合、他の工事と兼務で配置できるものとする。この場合において監理技術者は、公告に定める開札日時において、他の工事での配置は1件以下であること。
- (10) (9)における監理技術者補佐は、公告に定める開札日時において、他の工事に配置していないこと。
- (11) 落札者は、配置予定技術者等調書に記入した配置予定技術者をこの工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として配置する。ただし、当該配置予定技術者等が病休、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更することができるものとする。
- (12) 現場代理人は、公告に定める開札日時において、直接的かつ恒常的な雇用が確認できるものに限る
- (13) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が構成員数の均等割の10分の6以上のものに限る。ただし、公告において、同種工事施工実績として認める。ただし、公告において、同種工事施工実績として請負代金額を求めている場合は、共同企業体の請負代金額に出資比率を乗じて得た金額を同種工事施工実績とする。
- (14) 事業協同組合の場合、構成員の実績は認めない。
- (15) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由、入札者及び各入札者の入札金額について、市場事業部ホームページにおいて閲覧に供する。
- (16) ISO認証取得者とは、(公財)日本適合性認定協会(JAB)によって認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証(認証状)を取得しているもの、又は国際認定機関フォーラム(IAF)相互承認グループに加盟している認定機関から審査登録機関発行の有効期間内の登録証(認証状)を取得しているものを指し、付属書による認証取得者は除くものとする。
- (17) 開札後、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者の入札手続きの誤り等により、入札の公平性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし又は確認対象者の決定若しくは落札者の決定を取消す場合がある。
- (18) この入札におけるその他の契約条項については、市場事業部ホームページに掲載する。
- (19) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規定で定めるところによる。

《お問い合わせ》

岡山市南区市場一丁目1番地

岡山市市場事業部

電話(086)-265-8001